

骨髓提供者（ドナー）等助成金のご案内

春日井市では、白血病などの治療に有効な骨髓移植を推進するため、日本骨髓バンクを介して骨髓等の提供を行った骨髓提供者や、骨髓提供者が勤務する事業所に対して助成金を交付します。

対象者

① **骨髓提供者** 日本骨髓バンクを介して骨髓又は末梢血幹細胞の提供を行った方で、骨髓等の提供日に春日井市内に住所を有している方

② **事業所** 上記の骨髓提供者（個人事業主を除く。）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学及び公立大学法人を除く。）

※他の地方公共団体による同種同類の助成金等を受けている方は対象となりません。

助成対象となる内容

骨髓等の提供のため、次のいずれかに該当する通院、入院又は面接

- 健康診断のための通院
- 自己血貯血のための通院
- 骨髓等採取のための通院及び入院
- その他骨髓バンクが必要と認める通院、入院及び面接

助成金額

通院等の日数に応じて助成します。

① **骨髓提供者** 1日につき**2万円**（上限7日まで）

② **事業所** 1日につき**1万円**（上限7日まで）

申請方法

骨髓等の提供日から**1年以内**に、次の書類等をお持ちの上、春日井市健康増進課で手続きをしてください。

【申請に必要な物】

- 春日井市骨髓提供者等助成金交付申請書（第1号様式）
- 日本骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を証する書類（通院等の日数が確認できるもの）
- 骨髓提供者との雇用関係が確認できる書類（事業所が申請する場合）
- 印鑑（朱肉使用印）
- 健康保険証など本人確認ができるもの
- 振込先の分かるもの（申請者名義の口座に限ります）

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先

春日井市健康増進課 電話:0568-85-6164
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

詳しくは

